

市第 200 号議案

横浜市保健所及び福祉保健センター条例の一部改正

横浜市保健所及び福祉保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市保健所及び福祉保健センター条例の一部を改正する条例

横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年 9 月横浜市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「事務」の次に「のほか、市長が必要と認める事務」を加える。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市保健所の所掌事務を追加するため、横浜市保健所及び福祉保健センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市保健所及び福祉保健センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（保健所の事務）

第 2 条 保健所は、地域保健法第 6 条及び第 7 条に定める事務のほ
か、市長が必要と認める事務をつかさどる。